

消費税法

本試験問題

〔第一問〕 問 1

問 1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。

〔第一問〕 問 2

- (3) A社は、A社の出資先である外国法人E（以下「E社」という。）の株式を国内に本店を有する株式会社Fに譲渡し、その対価を受付した。なお、E社は株券を発行していないためA社はその株券を有しておらず、また、E社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。

〔第二問〕 問 1

【資料】

- (1) 甲社は、食品メーカーである乙株式会社（以下「乙社」という。）が営んでいた飲食店部門を分社化する目的で設立された法人である。甲社の設立に関する乙社からの出資等の内容は次のとおりである。
- ・ 設立日 令和3年2月1日
 - ・ 資本金 9,900,000円（全額を乙社が金銭出資）
 - ・ 発行済株式数 198株（全株式を乙社が保有）

- (5) 甲社の各事業年度（課税期間）の取引等の状況は、次のとおりである。

（単位：円）

取引の状況	前々事業年度	前事業年度
	自令和3年2月1日 至令和3年3月31日	自令和3年4月1日 至令和3年6月30日
I 資産の譲渡等の金額	326,550	5,355,541
うち飲食料品の譲渡に係るもの	0	766,972
うち非課税取引に係るもの	25	1,107,637
II Iに係る対価の返還等	0	9,247
うち飲食料品の譲渡に係るもの	0	9,247
うち非課税取引に係るもの	0	0

（単位：円）

取引の状況	前々事業年度	前事業年度
	自令和3年7月1日 至令和3年9月30日	自令和3年10月1日 至令和4年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	7,505,812	43,161,653
うち飲食料品の譲渡に係るもの	1,148,523	9,980,592
うち非課税取引に係るもの	1,278,032	2,556,064
II Iに係る対価の返還等	39,269	56,629
うち飲食料品の譲渡に係るもの	39,269	56,629
うち非課税取引に係るもの	0	0

- (6) 乙社の各事業年度（課税期間）の取引等の状況は、次のとおりである。

（単位：円）

取引の状況	第25期	第26期	
	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	自平成31年4月1日 至令和元年9月30日	自令和減年10月1日 至令和2年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	446,744,369	164,982,342	269,251,693
うち飲食料品の譲渡に係るもの	333,128,896	125,558,845	197,932,809
うち非課税取引に係るもの	14,296,524	5,436,322	8,489,497
II Iに係る対価の返還等	35,969,628	11,305,596	17,712,832
うち飲食料品の譲渡に係るもの	33,138,952	10,429,983	16,545,118
うち非課税取引に係るもの	0	0	0

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕 問1

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 事業者（免税事業者を除く。）が国内において行った特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けた場合に留意すべき規定について述べなさい。ただし、相続、合併、分割により事業を承継した場合について触れる必要はない。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕 問2

- (4) 甲社は、外国法人の株式(振替機関等)が取り扱うものではない。)を内国法人に譲渡しました。なお、外国法人は株券を発行していないため、甲社はその株券を保有していません。
当該株式の譲渡に係る取引について、消費税法の適用はどのようにになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

●全国公開模試〔第二問〕 問2

【資料1】 A社の概要

- 1 A社は、令和2年9月1日に内国法人B社の100%金銭出資により資本金800万円で設立された3月末決算法人である。
2 A社の当課税期間以前の資産の譲渡等及び支払給与等に係る取引の状況は、次のとおりである。

取引の状況	(第1期)	(第2期)	(第3期)
	令和2年9月1日 令和3年3月31日	令和3年4月1日 令和4年3月31日	令和4年4月1日 令和5年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	7,200,207円	20,686,007円	32,802,022円
Iのうち非課税取引に係るもの	0円	5,808,000円	1,584,000円
II 支払給与等の金額	5,900,000円	11,600,000円	16,000,000円

(注1) 上記の非課税取引に係るものは、全て甲建物の住宅の貸付けに係る対価の額である。

(注2) 第3期の資産の譲渡等の金額には、甲建物及びその敷地の譲渡に係るものは含まれていない。

【資料2】 B社の概要

B株式会社（以下「B社」という。）は、平成25年3月19日に内国法人C社の100%金銭出資により資本金1,000万円で設立された12月末決算法人であり、中古自動車の修理加工業を営んでいる。なお、B社は設立以来、消費税法第9条第1項の規定の適用を受けたことはない。

取引の状況	(第6期)	(第7期)	
	平成30年1月1日 平成30年12月31日	平成31年1月1日 令和元年9月30日	令和元年10月1日 令和元年12月31日
I 資産の譲渡等の金額	528,024,656円	349,950,729円	191,923,783円
Iのうち非課税取引に係るもの	7,040円	5,133円	2,053円

取引の状況	(第8期)		(第9期)
	令和2年1月1日 令和2年6月30日	令和2年7月1日 令和2年12月31日	令和3年1月1日 令和3年12月31日
I 資産の譲渡等の金額	319,334,227円	244,197,613円	497,965,044円
Iのうち非課税取引に係るもの	4,051円	3,949円	6,033円

〔第二問〕問 1 イ (イ) A (ロ) B A 飲食に係る売上高 41,283,049円 店内の飲食設備における酒類及び飲食料品の提供に係る売上高である。このうち146,295円は店舗Aの開店1周年を記念して実施したキャンペーンに係る店内での飲食代金の5%を決済時に値引きしたものである。甲社はこの値引額146,295円につき、借方(売上値引及び戻り高)、貸方「売上高」と会社処理を行っている。 B 持ち帰り販売に係る売上高 5,922,290円 店舗Bでは軽食メニューの持ち帰り販売を行っている。上記金額は、店内又は店外のテーブルで飲食した顧客が食後に持ち帰り用として注文した軽食メニューに係るもの1,193,737円及びレジ袋の売上高7,599円が含まれており、残額は店頭で販売した軽食メニューに係るものである。	●全国公開模試〔第二問〕問 1 イ (ト) カフェにおける飲食店売上高 18,591,170円 上記金額には、食事と共に提供した酒類の売上高336,600円、外国人旅行者に対する売上高440,000円及びレジ前で持ち帰り用として販売したA商品の売上上66,000円が含まれている。 (チ) 店舗及びカフェにおいて1枚当たり税抜5円で販売したレジ袋の売上高 216,457円
〔第二問〕問 1 イ (ロ) C C デリバリー販売に係る売上高 9,148,933円 店舗Bでは顧客からの注文に応じ軽食メニューの宅配による販売(以下「デリバリー販売」という。)を行っている。上記金額は、デリバリー販売による軽食メニューの売上高8,680,122円及び配送料収入468,811円の合計額である。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕問 1 3 (1) ④ ④ 出前収入 1,509,231円 食堂において客に提供するものと同様の調理済みのものの出前を行ったことによる収入である。なお、酒類の出前は行っていない。
〔第二問〕問 1 ハ (ロ) (ハ) (ロ) 飲料類の仕入高 7,617,779円 上記金額のうち6,325,498円は酒類の仕入高であり、残額は清涼飲料水及びミネラルウォーター等の酒類以外の飲料の仕入高である。 (ハ) 食料品の仕入高 662,691円 上記金額は、店舗A及び店舗Bで提供・販売しているケーキ等の洋菓子の仕入高である。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕問 1 II イ ㊦ ㊦ 「その他仕入高」は、すべてレストランで使用するもので、その内訳は次のとおりである。 A 飲食料品に係るもの 3,238,000円 B 酒類に係るもの 2,705,000円
〔第二問〕問 1 ホ ヘ ホ「役員報酬、給料手当」には、次の通勤手当が含まれている。なお、いずれも通常必要と認められる範囲のものである。 (イ) 役員に係るもの 429,600円 (ロ) 店舗A及び店舗Bでの調理・接客等の業務に従事する従業員に係るもの 929,520円 (ハ) 本社での総務・経理事務に従事する従業員に係るもの 319,300円 ヘ「福利厚生費」には、次のものが含まれており、残額は役員及び従業員に係る社会保険料の事業主負担分である。 (イ) 従業員に現金で支給した税金、見舞金 75,000円 全て社会通念上相当なものである。 (ロ) 感染症予防等の観点から産業医として招いた個人開業医に支払った報酬 450,120円 (ハ) その他共通課税仕入れに該当するもの 352,679円	●全国公開模試〔第二問〕問 1 ヘ (イ) ト (イ) 通勤手当 838,900円 A 役員分 300,000円 通勤のために通常必要と認められる範囲を超えるものとして、所得税法上給与として課税された金額210,000円が含まれている。 B 本社の総務・経理事務に従事する従業員分 123,230円 C 店舗及びカフェにおいて接客販売に従事する従業員分 415,670円 ト「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 社内の慶弔規定に基づき従業員に対し現金で支給した税金及び香典 280,000円 (ロ) 繁忙期に従業員に支給した弁当代 27,000円 A 本社の総務・経理事務に従事する従業員分 4,400円 B 店舗において接客販売に従事する従業員分 22,600円 (ハ) 上記(イ)(ロ)以外で、共通課税仕入れに該当するもの 1,188,000円
〔第二問〕問 1 ト ト「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 自社ホームページに係る費用 319,264円 上記費用は、国外の広告会社X社に依頼している甲社のホームページの作成及びメンテナンスに係るものであり、当該作成及びメンテナンス業務は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、ホームページは店舗紹介のほか、企業情報や求人情報も掲載している。 X社は外国法人に該当し、当該作成及びメンテナンス業務は事業者に対してのみ行っている。	●直前対策補助問題 第1回〔第二問〕問 1 リ リ「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) ホームページの作成及びメンテナンスに係る費用 228,459円 上記金額は、国内の広告会社W社に依頼しているホームページの作成及びメンテナンスに係るものであり、当該作成及びメンテナンス業務は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、ホームページは上記イ(ニ)のインターネット通販専用のサイトである。
〔第二問〕問 1 ワ (イ) 冷蔵ショーケースのリース料 409,200円 店舗Bでワイン及び熟成肉の陳列に使用している冷蔵ショーケースのリース契約(令和3年3月1日契約及び引渡し、リース期間6年、リース料総額2,455,200円)に係る当該課税期間分のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンス・リース取引であり、税法上のリース取引に該当するものであるが、甲社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をし、当該リース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。	●直前予想答練〔第二問〕問 1 ヘ (ホ) 「リース料」は、前課税期間において締結した製品及び商品の販売管理システムのリース契約に係るもの(利子相当額を含む。)である。当該契約は、所有権移転外ファイナンス・リースに該当しているが、契約当初から賃貸借取引として会計処理をしていることから、消費税の申告についても、そのリース料を支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理することとしている。 リース契約日: 令和3年3月1日、引渡日: 令和3年4月1日、リース期間: 5年、リース料総額: 11,400,000円、リース料総額の内利子相当額: 1,140,000円
〔第二問〕問 1 七 (ロ) パソコン及び複合機のリース料 607,200円 本社において事務全般に使用しているパソコン及び複合機のリース契約(令和3年2月25日契約及び引渡し、リース期間3年、リース料総額1,821,600円)に係る当該課税期間分のリース料である。当該リース契約はオペレーティング・リース取引に該当し、消費税法上の資産の貸付けとして取り扱われるものである。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕3 (9) ③ 本社事務所にて使用しているコピー機のリース料 154,000円 オペレーティング・リース契約(平成31年3月契約及び引渡し)、リース期間5年、リース料総額770,000円であり、契約期間中においてリース料の変更をすることはできない旨が規定されている。)に係る当該課税期間分のリース料であり、共通課税仕入れに該当する。

〔第二問〕問 1 ヨ ヨ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。 (イ) キャッシュレス決済に係る手数料 1,158,840円 上記金額は、信販会社に支払ったクレジット手数料776,231円及び決済代行会社に支払ったバーコード決済の決済システム利用料382,609円の合計額である。なお、キャッシュレス決済は全て店舗A及び店舗Bにおける決済に係るものである。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕問 1 II イ ㊦ 「その他経費」の内訳は、次のとおりであり、国内における課税仕入れはすべて共通課税仕入れに該当する。 A 上記 I 二㉔の売上げに係るクレジットカード決済の加盟店手数料 1,250,000円
〔第二問〕問 1 レ レ 「その他の費用」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 音楽・映像配信利用料 71,850円 上記金額は、外国法人Z社が提供する音楽・映像配信に係るものであり、甲社は当該配信を店舗A及び店舗Bにおける店内BGM及びBGVとして利用している。当該配信は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、Z社は当該配信を消費者に対しても行っており、Z社は登録国外事業者として国税庁長官の登録を受けている。	●実力完成答練 第2回〔第二問〕問 1 ス ヌ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 (イ) 外国法人X社（国内に支店を有していない。）に対して支払ったインターネットを介した電子書籍（製品広告作成の資料となるものである。）の配信料 287,700円 当該電子書籍の配信料は、電気通信利用役務の提供に該当するが、一般消費者にも広く提供されているものであり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。なお、X社は、登録国外事業者に該当する。
〔第二問〕問 1 ロ (ニ) 無償提供分の食材購入費用 221,250円 上記金額は、店舗Bにおいて使用する為に購入した食材のうち、下記ツヾの料理ボランティアにおける調理に使用したものの購入費用を材料・商品仕入高から振り替えたものであり、全て飲食料品の購入に該当する。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕問 1 II ロ ㊧ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。 A 農作物Dを販売促進目的で地元の小学校へ寄贈したものであり、「物品仕入高」から振り替えた金額 150,000円